



~むずかしい相続税を **簡単** にわかってもらうためのレポート~

長生きするリスクに備える介護保険を知ろう！！

要点

- 贈与したつもりが・・・贈与にならない！？
- 保険契約の仕方で税金の種類が変わる？
- 相続税基礎講座 「相次相続」とは
- 人生 90 年時代を生きる・・・
“長生きするってリスクなの？”

私たちは、毎月、相続に興味のある方を対象に、**相伝** というレポートを出しています。

このレポートを読んでもらいたい方

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 争続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方



《発行》税理士法人 上坂会計 / 株式会社 ライフデザイン研究所
福井県福井市江守中 2 丁目 1312 番地

TEL: 0776-33-1117 FAX: 0776-36-8245 MAIL: soden@uesaka.ne.jp

この経済状況下、**今**しかできないことがあります。

この数年が**チャンス**です。

今こそ、実行できる対策を**実行**しましょう。

1. 贈与したつもりが・・・贈与にならない！？

贈与税の申告だけをもって、贈与をしたことにはならない。

先日も、以下のような質問がありました。

「先生、私、毎年、孫にお金を 120 万円贈与しています。それで、毎年、贈与税の申告をしているので、孫への贈与は認められますよね？」

「奥さん、答えは、ノーです。」

「え～～??」

こんな会話、私は、今まで何度もしてきました。

皆さんが、「贈与」という行為の中で、**最も間違っ**て解釈していることです。すなわち、**「贈与税の申告をしていれば、贈与という行為は、課税庁は認めてくれる。」**

これは大きな間違いです。

そして、この間違っ

た解釈のために、相続税の申告時、もしくは、相続税の税務調査時に、大きな問題になります。つまり、亡くなられた方(被相続人)は、贈与したつもりであり、自分の財産ではないと思っていたのに、「贈与ではない」とされ、結果、亡くなられた方(被相続人)の財産に組み入れなければならなくなるのです。結果、大きな相続税を支払わなくてはならなくなります。

では、何をもって贈与とするのか？今回は、まず、贈与の基本を書いてみましょう！

贈与の基本

民法549条

「贈与は、当事者の一方が、自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる。」

これが、贈与の民法上の考え方です。つまり、あげる側(贈与者)の意思表示ともらう側(受贈者)の意思表示の合致があつて成立する**契約行為**であるということです。

従つて、**あげる側が一方的にあげて、贈与税の申告をしたところで、贈与にはならない**ということです。まずは、両者の意思の合致が必要です。

ここまでは、民法の世界です。

では、税法の贈与はというと・・・



税法は、「贈与」という固有の概念を定義していません。そこで、上記の民法の定義をかりてくることとなります。(借用概念といいます。)従って、まずは上記を満たしていなければ、贈与にはならないということが言えるでしょう。

さらに、税法上は、以下のような考えをとります。

ある預金が、誰に帰属すべき財産になるのかという判断については、

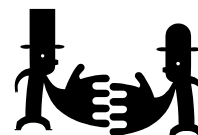
「自己に帰属する資金原資をもって、自己が管理支配を行う預金とする意思で、その者が直接、または使者、代理人を通じて当該預金の預入契約をした者が預金者であるとする。」

つまり、自分の預金かどうかは、自らの意思もしくは、使者や代理人を通じて預入契約をし、そしてその後も、自分自身で、その預金については管理支配する者が、その預金の持ち主であるということです。

ここにも、贈与税の申告もって、贈与者のものとはしていません。

上記を考えると、贈与という行為を適正に成立させるためには、

あげる側ともらう側の意思表示が合致すること
もらった財産は、もらった側で、自由に使えること



の2つが、必要になります。

そして、贈与税の申告は、上記をより強固なものにするための付随行為であること。というふうに理解していただくとよいと思います。

以下、そのことを、もう少し詳細に説明しておきましょう。

(1) 預金、株等の管理、運用について

預金通帳や預金証書の管理、例えば、定期預金の書き換え、解約、新規設定等の手続きをあげる側が行っていた場合は、原則として、名義がもらう側であっても、あげる側の財産と判断されます。

(2) 銀行や証券会社の口座開設時の届出印について

あげる側と同じ印鑑を使用している場合、預金等の名義がもらう側であっても、あげる側の財産と判断される可能性が高くなります。

(3) 預金等の所有の認識について

あげる側がもらう側の名義で預金等を行っていることを、もらう側が相続開始前に周知していない場合は、名義がもらう側であっても、あげる側の財産と判断されます。

贈与の基礎控除は、皆さんもご存じのとおり、1月1日から12月31日までで、もらう側1人につき110万円まで、無税で動かすことができます。この控除を使わないのは、とてももったいないことです。従って、贈与を、財産を無償で動かすことを、是非、実行してください。ただし、上記の原則をしっかりと理解した上で、実行するようにしましょう！

2. 保険契約の仕方で税金の種類が変わる？

保険契約時に注意すべきことは、保険金の受取人を誰にするか？という点です。契約者と保障の対象となる人(被保険者)が違うというのは、特に問題はないのですが、保険金受取人の指定が誰になっているかで、思わぬ税金が発生する場合があります。

下の表のようないくつかの契約パターン別に、死亡保険金を受け取ったときにかかる税金について見てみましょう。

パターン	契約者	被保険者	保険金受取人	対象となる税金
A	夫	夫	妻	相続税(非課税枠あり)
B	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
C	夫	妻	子	贈与税
D	夫	夫	夫	相続税

契約者 = 保険料負担者とする。

Aの契約は、夫が亡くなったときに、妻が死亡保険金を受け取ることとなります。これが、最も一般的な生命保険契約のパターンでしょう。

この場合は、受け取った死亡保険金は、相続や遺言による贈与(遺贈)によって取得したとみなされる「みなし相続財産」となり、相続税の対象となります。

しかし、みなし相続財産には、非課税枠が設けられており、「500万円×法定相続人数」の金額までは、相続税がかかりません。

例えば、夫が亡くなった時の相続人が、妻と子供2人の3人だとすると、

500万円×3人=1,500万円 までの死亡保険金は非課税、つまり無税ということです。

Bの契約は、妻が亡くなったときに、その保険を掛けていた夫自身が保険金を受け取ることとなります。

この場合は、夫の一時所得として所得税の対象となります。

一時所得は、「(保険金収入 - 支払済保険料 - 特別控除 50万円) × 1 / 2」の金額に対して所得税がかかります。

Cの契約は、夫が妻に掛けていた保険ですが、妻が亡くなったときに子が保険金を受け取ることとなります。

子は相続人ではありますが、保険料を払っていたのは夫ですから、受け取る保険金が夫から子への贈与という扱いになってしまい、贈与税の対象となります。

贈与税は、もらう側1人につき年間110万円までは無税ですが、それを超える金額に対しては贈与税がかかります。

Dの契約は、夫が亡くなった場合に夫自身が受け取るという、不可能な契約になっています。通常はそのような契約はおかしいのですが、実際にそうなっている契約を見かけ

ることがあります。

このような場合は、その保険の約款などを確認する必要がありますが、だいたいの場合、相続人が法定割合で、もしくは均等に受け取ることとなりますので、Aのパターンと同じように、みなし相続財産として相続税の対象となります。

上記 A～D は死亡保険金の受け取りの場合ですが、満期保険金を受け取った場合も課税の対象となります。

契約者	被保険者	満期保険金受取人	課税関係
夫	問わず	夫	所得税（一時所得または雑所得）
夫	問わず	夫以外	贈与税

契約者 = 保険料負担者とする。

所得税は、満期保険金を一時金で受け取った場合は一時所得。

年金で受け取った場合は雑所得となります。

保険契約時は、保険金を受け取ったときに税金がかかるとはあまり考えずに契約されている方がほとんどだと思います。余計に税金がかかることがないように、ご自身の保険契約がどのようなになっているか、一度、保険証券などを見直してみてください。生命保険だけでなく損害保険の場合でも同じです。

なお、契約者と保険料負担者が違う場合は、保険料負担者を上記の契約者にあてはめてお考えください。

3.相続税基礎講座 「相次相続」とは

今回は、相次相続控除についてお話をさせていただきます。

相次相続とは何か？相続の知識がある方でもちょっと聞き慣れない用語だと思います。相次相続とは、相続が発生したときに、その前の相続から 10 年を経たない場合に、相続税の控除が受けられるという制度です。

相次相続とは・・・

相次相続とは、10 年以内の短期間に相次いで、相続が発生した場合には、相続税の納税が短期間に重なる事になり、長期間の場合に比べて相続税の負担に著しい差が出てきます。その為、そういった短期間に相続が重なった場合には、前回の相続税を基本に控除しますよというものです。

例えば・・・

夫が亡くなりました。しかし、その 8 年前に（夫の）父が亡くなっていて、その時に 800 万円の相続税を納税している。夫は父の遺産のほとんどを相続しており、また同じように多額の相続税を納税しなくてはいけない。

こういったケースがあった場合には、相次相続控除という制度があります。

相次相続には要件があります。

前回の相続から今回の相続申告までの期間が10年以内である事。

前回の相続の時に、相続人となっている事。

この要件に照らして今回のケースを見てみましょう。

まず、(夫の)父の相続から夫が亡くなるまでに8年しか経っていない(10年以内)
夫は父の代表相続人であった。

要件に当てはまりますね。

では、どれだけ引けるのか、計算方法を見てみましょう。

計算方法とは・・・

今回の夫の相続は、相続税 - 相次相続控除 = 納付すべき相続税額



では、相次相続控除の計算方法は？ これがちょっと難しい。

前回(父)の相続で
被相続人(夫)が納税した相続税額 × $\frac{\text{今回(夫)の相続人が取得した財産}}{\text{今回(夫)の相続財産全額}}$ = A

A × $\frac{(10 - \text{前回から今回までの経過年数})}{10}$ = 相次相続控除

では、以下の参考数字を付け加えて、上記の計算方法を今回のケースに当てはめてみましょう。

前回の父の相続で、夫が納税した相続税額 600万円(例)
今回、亡くなった夫の妻が相続した財産 8,000万円(例)
今回の相続財産全額 12,000万円(例)

妻の相次相続控除の計算をしてみましょう。

600万円 × 8,000万円 ÷ 12,000万円 = 400万円
400万円 × (10 - 8)年 ÷ 10年 = 80万円

相次相続控除は 80万円 となります。

【まとめ】

相次相続控除は、短期間に相次いで、父母、夫もしくは妻が亡くなったという場合に、相続税の控除が受けられる制度です。計算内容は、皆さんにご理解いただけるように簡潔にご説明させて頂きましたが、実際はもう少し難しくなります。

ポイントは前回の相続から今回の相続が10年以内であるかどうか。
そういう場合には相次相続控除という制度があるという事を覚えておきましょう。

4.人生90年時代を生きる・・・“長生きするってリスクなの？”

相続税は長生きするのが一番の節税

相続税を少なくするという観点から言えば、長生きをするのが一番の節税対策といえます。生きている間に、下の世代に、贈与もしていけますし、財産の評価を圧縮する策を考え、実行する時間も長くとることができます。

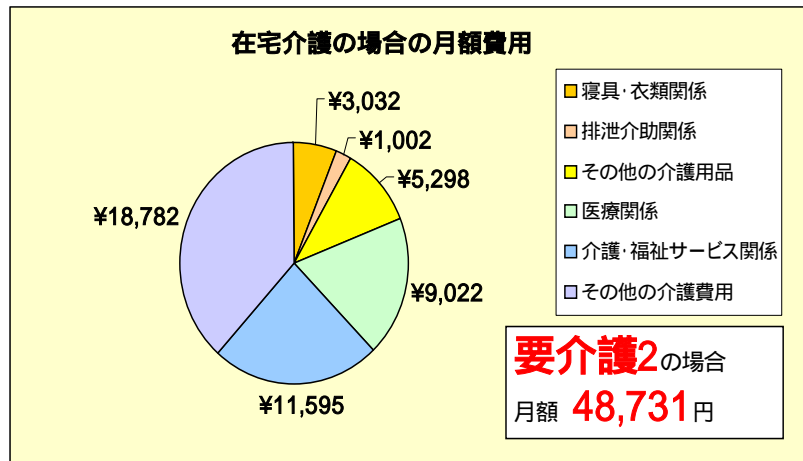
長生きのリスクとは？

健康で元気に長生きできれば、言うことはありません。“長生きのリスク”を考えるとどのようなことがあるのでしょうか？リスクと言えば、入院したときや死亡したときを想像しますが、リスクにもいろいろあります。

介護への備え

長生きのリスクのひとつに、介護状態になった場合のことがあります。介護への備えは、老後を迎えるために重要な要素となっています。

在宅介護の自己負担（公的介護保険からの給付を引いたあとの金額です）



公的介護保険を使っても、**月額5万円弱**の自己負担がかかるというデータがあります。

財団法人家計経済研究所「介護保険導入後の介護費用と家計」（平成15年）より

介護への備えとしての保険を有効活用

家族が介護状態になれば、精神的体力的な負担はもちろん、介護状態がいつまで続くかが分からないことが一番の不安です。「老後の蓄え」と同時に、一生かかる「介護資金」を準備できる保険をご紹介します。

ポイントは3つ。 **介護状態になっても、ならなくても使えます！**

死亡 お亡くなりになられた時、**一生涯の死亡保障**があります。

介護 所定の介護状態となられた時、収入が確保できます。（介護状態が続く限り、

ずっと介護年金がもらえます)

老後資金 元気に老後を迎えられた時、**解約返戻金を有効活用**できます。(お支払頂いた保険料を超える解約返戻金が出る場合があります。貯蓄性)

支払った保険料を、老後の状況に応じて、3つの形に自由に变化できるところが、おすすめのポイントです。(貯蓄でもよし、介護年金として確保するのもよし) 介護が必要な間、ずっと介護年金ができれば安心です。また、介護状態にならなければ、貯蓄のように死亡保障にまわしたり、解約返戻金として老後資金として受け取ったりと、支払った保険料以上に活用できるのがメリットです。

別紙のチラシをご参考に・・・。

ご紹介しているのは、「ソニー生命 5年ごと利差配当付き**終身介護保障保険**」です。

被保険者の年齢や、介護年金額はいろいろ設定することができます。

介護の自己負担は実際にどれくらいかかるのか等のデータなどもございますので、ご興味がある方は一度ご相談くださいね。

皆様ご自身に合わせた保険設計をさせていただきます。

お電話 0776-33-0366 竹原・山崎まで(ご相談・保険設計は無料です!)

編集後記

今回の相伝では、贈与や保険での思わぬ落とし穴が見えたのではないのでしょうか？

知らずにやっていたことで、後々大きな税金が発生することもあります。

上手に節税をするには、正しい知識をよく理解した上で対策を考え、実行することです。

そのために、私たちのような専門家を上手に利用していただくと思います。

～UCFイチオシ情報～

マネースクール 10月コース 受講者募集中!

初心者向けのお金の基礎が学べるファイナンシャルプランニング(資金計画)

詳しくはこちら <http://www.uesaka.ne.jp/service/fp/smms/>

このセミナーは、今までの知識を整理でき、自分の将来に向けての人生設計や資金計画を納得した形で組むことができます。あなたのその参加する勇気が、これからの人生を変える第一歩!

お金を知ること、学ぶことがあなたに夢の実現に必ず近づきます。

日程: 2009年10月2日・16日・23日(金) 18:30~21:00

(3回セットのセミナーですので途中参加はできません。)

お問い合わせは、お電話 0776-33-0366 またはメール fund@uesaka.ne.jp

(株)ライフデザイン研究所 山崎まで

このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家(税理士・公認会計士等)にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。